

役員会（2019—第12回）議事要旨

日 時：2019年10月23日（水） 17：26 ～ 18：32

場 所：学長室

出席者：鵜飼学長、木下理事、内匠理事、齊藤理事

陪席者：雑賀監事、二村監事、磯部事務局次長[※]、高木事務局次長、早坂事務局次長[※]

※議題4の陪席なし

議 長：鵜飼学長

議 題

1. 春日井市と名古屋工業大学との協定書について（審議）

このことについて、研究支援課長から資料に基づき説明があり、原案のとおり承認された。

2. 一般社団法人名古屋工業会への事務所用部屋の賃貸借について（審議）

このことについて、財務課長から資料に基づき説明があり、原案のとおり承認された。

3. 平成30年度決算剰余金（当期純利益）の繰り越し承認について（報告）

このことについて、財務課長から資料に基づき説明及び報告があった。

4. 職員の処分について（審議）

このことについて、人事課長から資料に基づき説明があり、次に、議長から名古屋工業大学職員懲戒規程第4条により、調査委員会委員長である木下理事とハラスメント防止委員会委員長の内匠理事は議決権を行使しないこととする旨説明があった。

今回の資料説明を受けて、次回役員会（11月12日開催予定）にて処分の量定を審議することとした。

※資料は人事課で保管